

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和元年6月27日

変更 令和元年8月30日

（名 称）阿賀野市

（代表者名）阿賀野市長 田中 清善

生活交通確保維持改善計画の名称
阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～令和4年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>阿賀野市においては、市外へ通じる幹線交通である鉄道、民営路線バスを軸に、阿賀野市営バスによる公共交通網が市内全域に広がっている。</p> <p>阿賀野市営バスについては、朝夕は主に学生に利用され、市内小中高校生の通学手段となっている。日中は移動の手段を持たない高齢者等を中心に利用され、医療機関への通院、日常の買い物、日帰り入浴施設などへの移動手段となっており、生活に必要不可欠な交通として機能している。また、新潟市・新発田市に通じる鉄道駅、新潟市へ通じる民営路線バスの幹線交通に対する支線の役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、平成16年度の運行開始から増加を続けていた市営バス利用者数は平成21年度から減少に転じ、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が生じている。また一部地域では、幹線交通と阿賀野市営バスの乗り継ぎが不十分であったり、鉄道や民営路線バスを利用できない交通空白地となったりしており、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>そこで、平成20年度から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、「阿賀野市地域公共交通総合連携計画」を策定するとともに、平成22・23年度に前山線、神山線、安田地域循環線の試験運行を実施し、平成23年度から地域公共交通確保維持事業を活用し、市営バスの運行を実施している。また、平成28年度には「阿賀野市地域公共交通網形成計画」を策定し、(1)高齢者や学生など誰もが利用しやすい公共交通の構築、(2)市内外の交流促進に結びつく交通体系の整備、(3)市民と行政の協働により公共交通を維持の3つを目標に掲げ、市営バス路線の改善や利用促進に向けた啓発・情報提供活動等に取り組んでいくこととしている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、阿賀野市営バス3路線（前山線、神山線、安田地域循環線）を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>前山線、神山線、安田地域循環線の1回平均利用者数を維持する。</p> <p>(1)前山線 700：2.0人（直近年度の実績2.0人） (2)前山線 702：5.4人（直近年度の実績5.4人） (3)前山線 703：7.5人（直近年度の実績7.5人） (4)神山線 902：11.8人（直近年度の実績11.8人） (5)神山線 903：5.6人（直近年度の実績5.6人） (6)神山線 904：8.8人（直近年度の実績8.8人） (7)神山線 901：6.6人（直近年度の実績6.6人） (8)神山線 907：10.9人（直近年度の実績10.9人） (9)神山線 951：5.4人（直近年度の実績5.4人） (10)安田地域循環線 02AB：11.2人（直近年度の実績11.2人） (11)安田地域循環線 04AB：5.4人（直近年度の実績5.4人） (12)安田地域循環線 05AB：2.0人（直近年度の実績1.6人） (13)安田地域循環線 03AB・22B：7.5人（直近年度の実績7.5人）</p>

(2) 事業の効果

市営バス3路線を維持することにより、交通手段が確保されない地区の学生や高齢者等の交通弱者が日常生活を送る上で必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間交通ネットワークの支線の役割を果たすことにより、効率的な運行体系が実現でき、鉄道や民営路線バス等の利用促進にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・イラストや写真をまじえ、バスの乗り方、目的地までの行き方、乗り継ぐ場合の乗り継ぎ先がわかるような広報資料を市民へ提供する。
また、広報資料は地域ごとに作成し、地域の路線、主要施設までの行き方、帰り方などを案内するものとする。(阿賀野市)
※阿賀野市地域公共交通網形成計画 P102 参照
- ・公共交通への親しみをもってもらい、乗るきっかけとなる利用啓発活動を実施する。(「広報あがの」への掲載)(阿賀野市)
※阿賀野市地域公共交通網形成計画 P102 参照
- ・高齢者運転免許証自主返納者支援内容の拡充を検討するとともに、高齢者の集会で事故の重大性、公共交通の利便性をPRし、自主返納を働きかける。(阿賀野市、市内タクシー事業者)
【現在の支援内容】
市：市営バス利用料の免除(無期限)、市内タクシー利用券5,000円分交付(有効期限2年間)
市内タクシー事業者：タクシー運賃の1割引(無期限)
※阿賀野市地域公共交通網形成計画 P103 参照
- ・バスと観光施設、商店街をあわせて利用してもらえるように、施設利用と一体となった乗車券や、買い物した場合にバス利用者が割引を受けるような、市営バスの利用促進と観光施設、商店街の利用者増加につながるサービスを検討する。また、各観光施設、商店街をPRする際には、公共交通による案内もあわせて実施することを検討する。
※阿賀野市地域公共交通網形成計画 P104 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

※ その他、①予定している時刻表(資料1~3)、②運行事業者決定の経緯「阿賀野市が平成16年8月から道路運送法第78条による市町村有償運送の許可を得て、市営バスの運行を開始しているため、阿賀野市とする。」、③運行予定期間(令和元年10月~令和3年9月)、④地域内フィーダー系統の補足資料(地域間交通ネットワークとの接続詳細図(資料4)、阿賀野市交通網(さくいん地図)(資料5)参照)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

本事業に要する費用については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を阿賀野市が負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

阿賀野市

<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>(補助対象事業者が市のため、記載なし)</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>神山線を運行していた26人乗り車両(コスモス1号)及び29人乗り車両(ふれあい2号)は耐用年数を大幅に経過(コスモス1号:購入後16年経過、ふれあい2号:購入後20年経過)し、安全な運行を行うために車両の入れ替え(リース)を行う必要があったことから、平成27年11月に新たな車両を導入した。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>燃料費・修繕費等運行に係る経費の削減【年間収支率(収入に対する経費の割合)の改善] ・コスモス1号 収支率3.1%以上(直近年度の実績3.1%)とする。 ・ふれあい2号 収支率5.3%以上(直近年度の実績5.3%)とする。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>神山線を維持することにより、神山地域の各集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保され、外出促進・地域活性化にもつながる。 また、車両の小型化(14人乗り)により、効率的な運行が行われるとともに、集落内の狭い道路を通行する際の安全性も確保される。</p>

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【 車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ 】	
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 なお、本事業に要する費用については、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を阿賀野市が負担することとしている。</p>	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ 】	
（車両取得を行わないため、記載なし）	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年8月30日書面協議実施 令和2年度阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更案について、書面協議を実施したところ、全委員より承認 ・ 令和元年6月27日開催 阿賀野市地域公共交通協議会において、令和2年度阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画案を承認。 （昨年度の開催状況） ・ 平成30年6月27日 阿賀野市地域公共交通協議会において、平成31年度阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画案を承認。 ・ 平成30年10月29日 阿賀野市地域公共交通協議会において、平成31年度阿賀野市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更案を承認。 	
18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>協議会構成員に老人クラブ連合会、PTA連絡協議会の代表者に参画してもらい、住民や利用者の意見を反映させている。 今後も市民からの意見や聴き取り調査を行い、利用者から乗りたいと思われる市営バスの運行を行っていきたい。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県新発田地域振興局企画振興部長、新潟県新発田地域振興局地域整備部長
関係市区町村	五泉市企画政策課長、阿賀町まちづくり観光課長、阿賀野市長
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス株式会社京ヶ瀬営業所長、公益社団法人新潟県バス協会専務理事、協同組合阿賀野地区配車センター代表理事、五頭タクシー株式会社代表取締役、あがのタクシー株式会社代表取締役、有限会社白鳥タクシー運行管理者、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課長、阿賀野市産業建設部建設課長、阿賀野警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官

<p>その他協議会が必要と認める者</p>	<p>利用者代表（阿賀野市老人クラブ連合会長、阿賀野市PTA連絡協議会長）、長岡工業高等専門学校環境都市工学科教授、日本労働組合総連合会新潟県連合会下越地域協議会阿賀野支部長、阿賀野市観光協会長、水原商工会長、安田商工会長、笹神商工会長、京ヶ瀬商工会長、阿賀野市産業建設部商工観光課長、阿賀野市総務部市長政策・市民協働課長、阿賀野市民生部高齢福祉課長、阿賀野市教育委員会学校教育課長</p>
-----------------------	---

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県阿賀野市岡山町10番15号

（所 属）阿賀野市役所 総務部総務課 交通対策係

（氏 名）佐々木 拓也

（電 話）0250-62-2510（内線2271）

（e-mail）soumu@city.agano.niigata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
阿賀野市	阿賀野市	(1) 前山線(700)	京和荘	前山丁字路	阿賀野市役所	往18.3km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～水原線水原停留所外1箇所と近接	③
		(2) 前山線(702)	京和荘	前山丁字路	市野山(ウオロク脇)	往26.5km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	③
		(3) 前山線(703)	市野山(ウオロク脇)	前山丁字路	京和荘	往 25.3km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	③
		(4) 神山線(902)	笹神支所	熊堂 神山駅前	阿賀野市役所	往27.0km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～水原線水原停留所と近接	③
		(5) 神山線(903)	阿賀野市役所	神山駅前	笹神支所	往26.9km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～水原線水原停留所と近接	③
		(6) 神山線(904)	神山駅前	中ノ通	阿賀野市役所	往22.2km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～水原線水原停留所と近接	③
		(7) 神山線(901)	阿賀野市役所	中ノ通	笹神支所	往27.3km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～水原線水原停留所と近接	③
		(8) 神山線(907)	阿賀野市役所	熊堂 中ノ通	笹神支所	往26.4km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～水原線水原停留所と近接	③
		(9) 神山線(951)	阿賀野市役所	熊堂 中ノ通 笹神支所	阿賀野市役所	往42.3km 復 0.0km	239日	119.5回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統新湯～水原線水原停留所と近接	③
		(10) 安田地域循環線(O2AB)	安田支所	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田支所	往43.4km 循環	239日	239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	③
		(11) 安田地域循環線(O4AB)	安田支所	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田支所	往43.7km 循環	239日	239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	③
		(12) 安田地域循環線(O5AB)	安田支所	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田支所	往42.7km 循環	239日	239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	③

		(13) 安田地域循環線(03AB)(22B)	横町	宝珠温泉 あかまつ 荘	安田支 所	往43.8km 循環	239日	239回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワーク阿 賀野市役所-保田-石間中 線保田横町停留所と近接	③
--	--	-------------------------	----	-------------------	----------	---------------	------	------	--	--------	------	---	---

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	阿賀野市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	31,375
交通不便地域	3,531

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,531	沖通、小島、箸木免、七島、粕島、前山、関屋、嘉瀬島、塚田、下一分、滝沢、村岡、熊堂、長起、上蔵野、上高関、上西野、中ノ通、飯山新、藤屋、高田、山倉・上関口、山倉新田、しらとり、上高田、榎、籠田、羽多屋、中山、ツベタ、丸山	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
31,375	$31,375 \times 150\text{円} + 2,500,000$	7,206,000

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
阿賀野市	阿賀野市	1	(6) 神山線(904) (7) 神山線(901) (8) 神山線(907)	小型			14	平成27年11月		リース
	阿賀野市	2	(4) 神山線(902) (5) 神山線(903) (9) 神山線(951)	小型			14	平成27年11月		リース
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
- 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。